

従業員のスキルアップを行う中小企業者を応援します！

令和8年度

恵庭市中小企業者等

従業員資格取得支援 モデル事業補助金



対象事業者 次のすべての要件を満たす中小企業者等

- 恵庭市中小企業振興基本条例第2条第2号に規定する中小企業者等であること
- 恵庭市内に本店、本社もしくは主たる事業所がある法人
または市内に事業所があるもしくは市内に住民票がある個人であること
- 市税に未納がないこと 暴力団関係者ではないこと
- 対象経費の一部または全部を事業者が負担していること

対象従業員 次のすべての要件を満たす従業員

- 恵庭市民である（市内に住民票がある）こと
- 無期雇用契約が締結されていること（従業員が65歳未満の場合に限る）
- 補助金申請後3年以上同一の事業所で勤務できることが確約できること
- 雇用保険・健康保険・厚生年金の被保険者であること（適用を受ける場合に限る）

対象経費 資格の取得に必要な経費であって、次に掲げるもの

- ・ 資格試験のための受験料、検定料、証紙、写真代及び専用道具の購入費用
- ・ 免許登録料、免状交付手数料、免許証交付手数料その他これらに類する費用
- ・ 国または資格授与機関が指定・義務付けしている講習の受講料
- ・ 上記のほか、厚生労働省の教育訓練給付金の対象となる経費

補助金の支給額	上限（※）
対象経費の2分の1	10万円

※1事業者あたり10万円まで、従業員1人につき年度1回まで

※他の補助金等の対象となる場合は、その金額を控除した額を対象経費とします

申請予定の事業者は事前にご相談ください

対象資格・申請の流れは裏面をご覧ください

対象資格

- ・ 大型自動車第一種免許
- ・ 大型自動車第二種免許
- ・ 大型特殊自動車免許
- ・ 中型自動車第一種免許
- ・ 中型自動車第二種免許
- ・ 準中型自動車第一種免許
- ・ 普通自動車第二種免許

申請書類・Q&A

市ホームページ（下記二次元コード）よりご確認ください

申請受付

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※予算上限に達した場合、受付期間内でも受付を終了いたします。

申請の流れ

対象となる
資格の取得

資格取得後
90日以内に
恵庭市へ申請

恵庭市にて
申請内容の
審査

補助金交付

※令和8年4月1日以降に取得した資格が対象です。

補助金額のイメージ

【ケース1】

対象経費が80,000円の場合 → 補助金額40,000円

【ケース2】

対象経費が従業員2名で各150,000円の場合

75,000円 + 75,000円 = 150,000円 → 補助金額100,000円（上限額）

問合せ・申請先

恵庭市役所 経済部 商工労働課

〒061-1498 恵庭市京町1番地 恵庭市役所3階

☎ 0123-33-3131（内線3333）

Email: shoukouroudou@city.eniwa.hokkaido.jp

詳細は市HP

